

件名	町としての要件に関する条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課合併推進室
根拠法令等	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）
<p>【改正の概要】</p> <p>旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に定める経過規定が失効することに伴うもの</p> <p>《町としての要件》</p> <p>第1条 町となるべき普通地方公共団体は次に掲げる要件を具備していなければならない。</p> <p>（1）官報で公示又は知事において告示された最近の人口5千以上を有すること。</p> <p>（2）当該普通地方公共団体の中心の連管区域内に在る戸数が全戸数の4割以上であつて且つ400戸以上あること。</p> <p>（3）商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が全人口の4割以上であること。</p> <p>第2条 <u>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づき町の区域の全部が合併して新たに普通地方公共団体が設置される場合において、当該普通地方公共団体が当該合併により前条第1項第2号又は第3号に掲げる要件を備えなくなるときは、同項の規定にかかわらず、知事において特別の事情があると認める場合に限り、その備えなくなつた要件の全部又は一部を緩和することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p style="text-align: center;"><u>市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）</u></p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</p> <p>附則</p> <p>（失効）</p> <p>第2条 この法律（附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、<u>平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われな</u>いときは、同日後は、<u>この限りでない。</u></p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>第8条第2項 町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の<u>条例で定める町としての要件</u>を具備していなければならない。</p>	